



Title	封建制の成立と封建制社会の《細胞》
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, T.
Description	論説
Citation	北海道大学 法学会論集, 8(1-2), 26-45
Issue Date	1957-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27761
Type	departmental bulletin paper
File Information	8(1_2)_P26-45.pdf



封建制の成立と封建制社会の細胞

石 川 武

はじめに

本稿は、昭和三十二年四月二七・二八の両日、「封建制の成立をめぐる」という共通課題のもとに行なわれた、法制史学会大会における報告の原稿に、必要最低限度の註を附したものである。もともと同大会における木村尚三郎氏の報告を予想して書かれたため、多少完結性において欠ける憾みもあるが、できるだけ忠実に大会当日の報告を再現して大方の御批判を仰ぎたいと考え、本文には原則として変更を加えないことにした。その点、あらかじめお断わりしておきたい。

一

本日の共通テーマである「封建制の成立」の問題をとり上げるのに先立つて、まず、西洋の封建制一般に関するわが国の学界の現状に触れたい。

大まかに言つて戦後の十年間——その中では堀米庸三氏の「中世国家の構造」(昭和三四年、社会構成史体系第四卷)と

世良晃志郎氏の「封建制社会の法的構造」(昭和二九年、法律学体系法学理論篇第二五卷)とが二つのピークをなすが——この十年間は、学説史の上で、一つのまとまりをもつた時期である、と考えられる。この両氏の著作がいずれも「構造」という標題を有つてゐることは決して偶然ではなく、堀米・世良両氏によつて代表されるこの時期は、まさしく「構造論」をもつて特徴づけることができる。ヨーロッパの封建制社会を法制史的に取扱う際に、缺少ことのできな
い契機となつてゐるのは、言うまでもなくレーン制(Lehnswesen)であるが、堀米・世良両氏の画期的な功績は、このレーン制を単にあれこれの特徴をもつ法的制度(Rechtsinstitut)と考えるだけでなく、封建制社会におけるその政治的機能の問題とされ、レーン制を封建制社会の全構造との関連において把握されようとした、という点に求められる。そして、このような「構造論」の時期は、世良氏の「封建制社会の法的構造」をもつて一応完結したと見られるのである。

もちろん世良氏の「構造論」が完璧であるというのではなく、本日これから報告される木村尚三郎氏の見解も最も有力な異論の一例であるが、それにもかかわらず、私がここで「完結した」と言うのは、次のような理由に基づくものである。すなわち、世良氏の「構造論」に多少不備な点があるとしても、その批判を直接に構造論的な仕方で行開するのには、もはやあまり生産的とは考えられず、議論が空廻りをする危険性が大きいのではないか、ということである。われわれは、世良氏の「構造論」に疑問を感じたならば、さし当りそれを個別的・具体的な事例について検討し、そうした事例の積重ねの上に新たな構造論的視角を生み出すように努力すべきであつて、そのような手続こそが、堀米・世良両氏によつて、到達された水準を更に高めうる道をきりひろくであろう。そうした意味では、やはり学説史の上で一つの時期は完結したというべきであるが、新たな時期をきりひろくべき研究はまさにこれから、というのが、

説 西洋の封建制に関するわが国の学界の現状ではあるまいか。

論

こうした状況を意識しながら、本日のような総合的な企画に當つて報告の任を引受けることは、或る意味では大変な自己矛盾であるが、私としては、右に述べたように、主な関心が「封建制の成立」といわんよりはむしろ「封建制社会構造論」乃至その一環としての「封建制社会《細胞》論」に向けられている西洋法制史の側の学界動向を、本日の課題である「封建制の成立」という視角から整理して、木村氏の報告の学説史上の位置を多少明らかにすることができれば、という限定の上でこの報告をお引受けしたわけなので、その点はあらかじめ御諒承願いたい。

二

まえおきはこのくらいにして本題に入ると、「封建制の成立」という場合にまず問題となるのは、いかなる事態をもつて封建制の成立と考えるか、ということである。そしてこの問題はまた、何をもつて封建制と考えるか、という例の宿命的ともいうべき難問と直接に関連している。

まず第一に、封建制 \parallel レーン制、従つて封建制の成立 \parallel レーン制の成立と考えるいわば、純法制史的な立場についていうならば、事態は比較的簡単であらうと思われる。レーン制が従士制 (Vasallat) という人的側面と恩貸制 (Benefizialwesen) という物的側面の両契機から成ること、しかもこの二つの契機は、はじめそれぞれ別箇の法制として存在していたものが、ほぼ八世紀の初頭から九世紀の後半にいたるまでの過程において相互にカウサ (Causa) 関係に結合されたこと——これがこの場合における封建制成立の意味である——、以上の点はヨーロッパの学界においてもまたわが国の学界においても、不動の定説として確立されている。従つてこれについて問題になりうる点が若しあると

すれば、それは、従士制と恩貸制という両契機の結合をもたらした諸事情のうちどれが最も決定的であつたか、或いは、この両契機の結合が何時からそれをもつて封建制の成立と言ひうるほど決定的な段階に入るか、という点、そして以上の問に対する解答のうちに自ら現われる封建制そのものの理解の仕方である。

この点について、「封建制はまず西フランクで九世紀後半の経過のうちに生れる」と考える、例の第九回国際史学会におけるブートリニッシュ R. Boutsche の「報告」に見られる見解を、ヨーロッパ学界における支配的な学説の一例として、そこで九世紀の後半の経過のうちに成立すると考えられた封建制とはいかなる事態を指しているか、ということを検討してみたい。

ブートリニッシュにとつても、従士制と恩貸制とが結合していない間は、封建制は成立していない。それならば、これら二つの契機の結合をもたらしたものは何か、ということについて、ブートリニッシュは例の騎兵隊の普及や修道院領の^{セキユラリゼシオン}収公^{セキユラリゼシオン}という、この問題を純法制史的に考える際にはもはや「古典的」となつた事情の説明に次いで、一つはシャルルマーニュとその後継者たちによる^{ヴァザリテ}従士制の国制化と、もう一つは、カロリンガー王権の弱体化に伴なつて現われる諸事情とをとり上げる。まず従士制の国制化についていうならば——それによつて幾千もの有力者^{ビユイサン}たちは、臣下としての忠誠^{フィデリテ}によつてのみならず^{セルマン・ウァザリテ}従士としての宣誓によつても国王に結びつけられる。役人たちもこのようなシステムの中に入りこみ公的な仕事はベネフィスとなる、自由民たちに対しては^{グラン}豪族の従士となることが積極的に促進され、この豪族たちは国家の名で軍役と租税を要求する、このようにして私的な^{グラン}従属関係は、その各々の段階に権限と責任の一種の委任^{デレガシオン}連関を伴ないながら、それ自身地方的領主たる従属者を経て、最も身分の低い人たちにまで到達する、カロリンガーの諸王はこのように従士制を一般化してそれを行政組織として利用したのだ、というのである。

その際有力なヴァサルたちの奉仕セルヴァイスに対する報酬は、土地のベネフィスによつて確保された、と述べられているから、この従士制の国制化という政策によつて、従士制が一般化しただけでなく、それと恩貸制との結合が著しく促進されたことは、改めて断わる必要もあるまい。

ブートリニツシユは次に、こうした従士制と恩貸制との結合に伴なつて現われる「従士の社会的水準の上昇」という現象を指摘した上で、ルイ敬虔王、とりわけシャルル禿頭王以来の中央権力の弱体化をとり上げる。——この弱体化は、国内の分裂、ノルマン人の侵入、それによつて地方貴族に対して与えられた刺戟、などの諸事情とともに、従属関係の網の目が拡がりまた変形して、その一部が国王の手から離れたことによつてもたらされたものである。すなわち国王たちは陪臣層から切断される。彼等はフランシポーターリアール諸侯領の形成を妨げることができない、とりわけ彼等はベネフィス、まず公的な仕事の、次いで土地の世襲化を認めざるをえない、こうして社会の上から下まで、従属の体系システムは、向後数世紀にわたつて保持される様相をおびるにいたる、人的な絆はまだ極めて強いが、より頻繁にフィエフと呼ばれるようになるベネフィスは、これまで従士制の帰結であつたのが、逆にその存在理由となつてしまう。ブートリニツシユが「封建制はまず西フランクで九世紀後半の経過のうちに生れる」と述べる時に念頭においているのは、まさにこうした事態であつたのである。

以上に紹介した封建制の成立に関するブートリニツシユの説明には、既に堀米氏が指摘されているように、根本的には封建制と国家乃至王権を二律背反的なものと考える、ヨーロッパ学界の常識的な封建制理解がはつきり現われている。そうした考え方を前提としないで、ただ従士制と恩貸制の結合の一般化ということだけをメルクマールにするならば、封建制の成立期を、フランク王権の崩壊期まで下げないで、シャルルマーニュによる従士制の国制化の段階

に求めて何故いけないか、という反問に対して納得のいく解答を提出することは、必ずしも容易ではあるまい。周知のように、堀米氏は、まさにこのブートリユツシュの封建制理解に挑みながら、「封建王政確立期」^{II}「封建制最盛期」というテーゼを提出されたのであるが、それにはすぐ後で触れることにして、ここではとりあえず次の諸点を確認するに止めたい。すなわち、ヨーロッパ学界の通説的見解の一例としてとり上げたブートリユツシュによるならば、封建制の成立とは何よりもまず従士制と恩貸制の結合を意味するが、この結合が決定的な意義を取得するのは、次の二つの事態と密接にからみ合うものとして把握されている、ということである。第一に、中央権力が弱体化して国王によるレーン制の網の目の一貫した把握が不可能になること、第二に、封建関係そのものの物化、すなわち封の世襲化に伴なつてレーン制の人的・物的両契機のうち物的側面の方に重点が移る。換言すれば、封主権よりもむしろ封臣権の方に政治的主導権が移るようになつて来ること、ブートリユツシュにとつて、封建制の成立とは以上二つの事態と密接に関連するものであつた。冒頭に触れたような学界の現状からして、わが国の西洋法制史学界においては、封建制の成立という場合に、レーン制の成立と合わせて、レーン制が封建制社会の中で果す政治的機能が問題とならざるをえないので、以上の点の確認は重要な意味を有つものと考えられる。

三

第二に、「封建王政」の確立期こそが封建制の最盛期と見なさるべきである、と主張される堀米氏の立場からすれば、「封建制の成立」とはいかなる事態を指すことになるか、という問題を検討してみたい。

堀米氏はこのような主張を提出された「封建制の最盛期とは何か」(「法制史研究」II)という論文において、先程

もちよつとふれたように、まさに以上のようなブートリユツシユの封建制理解、そしてまた西欧学界一般の封建制に関する常識的理解の批判から出發される。——なるほどブートリユツシユは、十九世紀の法制史家とはちがつて、封建制自体の中に内在する政治的秩序維持の機能を見落してはいない、しかし彼がフランスにおける封建制の頂点を十一・二世紀において、フィリップ・オーギュストに始まる封建王政の確立期を除外することは、結局彼が封建制と國家とは根本的には相容れないものと考えていることを示す、もともと封建制は何らかの國家的統一が与えられている場合、たとえそれが単なる精神的な權威にすぎないとしても、その國家的統一の中心たるべき權力の政治的組織として自らを実現する方向をとる、従つて、封建制の量的な展開のみを問題としないで、それが政治的秩序形成においても意味と役割に注目するならば、王権が封建法乃至封建制に内在する秩序形成的志向を最も有効に權力の集中のために活用しえた封建王政の確立期にこそ、封建制の最盛期を求むべきではないか。これが堀米氏のテーゼの大筋である。因みに言うならば、封建王政確立期におけるレーン制は、たとえば *homo iuris* の制度や國王に対する誠実義務の留保 (*Treuepflicht*) の慣行などを通じて、その極端な物化的傾向を何らかの程度において克服するとともに、陪臣層に対する國王の影響力を確保できるように変容を遂げている、すなわち、國王はレーン制の網の目をほぼ一貫して把握しているのである。この点から言つても、堀米氏の封建制に関する理解が先程のブートリユツシユのそれは全く對蹠的な立場に立つている、ということを観えるであらう。

ところで封建制の秩序形成的機能に力点をおく以上のような堀米氏の見解は、それ自体としてみれば、極めて明快であるといえよう。しかし「封建制の成立」という本日の課題からして、具体的な問題としてまず問題となるのは、それならばこの封建王政の確立期に先行する時代、すなわちブートリユツシユによる封建制の最盛期は、封建法的に

見てどんな時代か、そこにおいて封建制はどのような機能を果していたか、ということである。この点について、堀米自身の説明をまとめてみると、次のごとくである。——もちろんこの時代が封建制の時代でなかつたのではない、しかし、或いは、家産的乃至は古代的色彩をおびた強い王権が国制の封建化を妨げ、或いは、これと逆に弱い王権の下に生まれたアナルシーの傾向が知行授受関係の甚しい錯綜を生んでいた、また、封建関係の錯綜がアナルシーにまでいたるときは、往々にして従来のレーンがアロッドに転化され、その結果封建制の普及・量的展開が逆動することさえある、要するにこの時代は封建制外的な要素の存在と封建関係そのもののアナルシーによつて特徴づけられる、封建王政期における権力集中の過程において、これまで封建制の外部にあつた要素が封建制の内部にとりこまれたばかりではなく、錯綜した封建関係が整理されて政治的秩序としての封建制が確立されていつたのだ、というのである。以上のような堀米氏の説明から考えるならば、封建制の政治的秩序形成の機能という点からみるならもとより、封建制の量的展開という点からみても、封建王政確立期以前においては、封建制はまだ完全な意味では成立していない、ということになるであろう。これも堀米氏の立場からするならば、やはり非常に明快なく納得のいく説明である。

ところが堀米氏は他方において、レーン制の成立そのものに関する通説的見解、すなわちレーン制が八・九世紀に従士制と恩貸制の結合として成立するという見解に対しては、必ずしもこれを否定されない。問題はこの通説と堀米氏の封建王政論との関連であるが、レーン制の政治的秩序形成の機能に力点をおかれる堀米氏の立場から論理的に矛盾なくその成立を八・九世紀の過程に求めうるためには、カロリンガーの王権の崩壊に伴なう諸事情をではなく、まさにシャルルマーニュによる従士制の国制化という事実を重要視せざるをえないだろうと思われる。しかし、これは堀米氏に伺いたいのであるが、封建制はそれがシャルルマーニュによつて国制化された時に成立した、と言いつつて

もさしつかえないかどうか、またごく大まかにいえば、封建制はこの時一旦成立し、カロリングの崩壊とともに混乱乃至低迷しながら、封建王政期にいたつて完成した、ということになるのであろうか。

若しそう言つても差支えないのであれば、堀米氏の立場は首尾一貫していると考えられるが、その代り、この図式はどうも封建制の成立・展開の大筋といわんよりは王権そのものの隆替を現わしているといつた方が適當ではないか、といういたつて素朴な疑問が残らざるをえない。そしてそれは、堀米氏が「封建制外的な要素の存在と封建関係そのもののアナルシー」と特徴づけられたまさにその時期において、封建制がどのような政治的機能を果たしたかという問題は、なお今後の課題として残されている、ということをも物語るものであろう。

四

ところで、以上のような堀米氏の封建王政の確立とレオン制の最盛期というテーゼを、世良氏は次のように批判される。——レオン制が権力集中的に機能しうるための前提条件は国王権力の実力的基礎である、ほぼ十二世紀までは、この国王の実力的基礎の拡大には、極めて狭い制限がおかれていた、しかし、貨幣経済の成立・ヴィリカツイオーン制の崩壊という過程を通じて、このような制限はとり除かれた、だから十三世紀にいたつてレオン制が権力集中的機能を發揮しえたのはむしろ当然である、しかし国王の実力的基礎の拡大に狭い制約がおかれていたという事情こそ、換言すれば、統一的國家権力の存在ではなくまさにその崩壊の可能性こそが、レオン制的國家構造を必然的ならしめたのであつて、かかる事情がなくなれば、レオン制はその本来の役割を果し終つて、實質的には解体期に入つてゆかざるをえない、堀米氏のいわゆる十三世紀におけるレオン制の最盛とは、実はレオン制の自己克服の過程にはかなら

ない、というのである。

この世良氏の見解は、国王権力の実力的基礎の拡大に対しておかれていた狭い制限の撤廃ということ、ウィリカツィオン制の解体と結びつけて理解されていることからもうかがわれるように、「古典的グルントヘルシャフト」をもつて封建制社会の《細胞》とされる同氏の考え方と密接な関連を有つている。しかしその点は暫らく措くとして、まず世良氏がここで堀米氏の見解に對置された「レーン制の本来の役割」とは何であるか、ということを考えてみたい。それは、われわれの以上の考察からして、恐らくブートリニツシユ的な封建制の理解に近いものであるう、ということは当然予測できる筈である。事実、世良氏のいわゆる「レーン制の本来の役割」を同氏が「封建国家の特色」として述べておられる点について検証するならば、われわれのこの予測の正当性が確かめられるであろう。すなわち、世良氏が封建国家の特色としてあげておられることの中には、次の諸点が含まれている。①グラーフ権力の封建化Ⅱレーンへの転化、並びにその世襲化、②レーン裁判所の構成にもとづくところの、封臣の誠実義務違反に対する封主の制裁権の制限、とりわけ封臣に対して授与した公権力の剝奪が困難になること、③レーン制の物化、すなわち人的関係よりもレーンの授受に重点が移り、またそれに伴つて複数の封臣関係(Doppelvasallität)が発生して権力秩序に混乱を生ずること、など。要するに、「レーン制的権力階層制を基軸とする封建国家は、その内部に、既に幾多の不安定な契機を藏しており、常に国家解体(権力秩序の崩壊)の危険にさらされている。このことは、レーン制が、多元的な権力の存在を承認し、かかる前提の上に立つて、これらの諸権力を一つの権力秩序に形成するという歴史的役割を担つていた、という事情に由来するものにはかならない」。世良氏は、このような歴史的な役割を、レーン制の本来の役割と見なしておられるということになるが、これは、政治的主導権を主権にではなくして領主権力に求め

られるという点で、ブートリユツシユ的封建制理解の系列上であり、封建王政の確立に先行する時代の封建制について考えるならば、極めて妥当な見解であると思われる。

ところで世良氏は、このレオン制によつて一つの権力秩序に組織されるべき、多元的な相互に無秩序の関係に立つ独立の権力——それが同氏のいわゆる封建制社会の《細胞》であるが——そのような独立の領主権力として、「三重構造」をもつ、すなわち領主直营地・自由借地・不自由借地の三部分より成る「古典的グルントヘルシャフト」を指定される。従つてかかる世良氏の立場から見ると、「封建制の成立」とは、封建制社会の《細胞》である古典的グルントヘルシャフトが形成され、それを基盤とする独立の領主権力が、レオン制を通じて、以上に述べたような特色を有する封建国家乃至レオン制的権力秩序にまで組織される、という事態を指すことになるであろう。これが、本日、ブートリユツシユ・堀米氏に次いで検討したいと考える第三の立場である。因みに言うならば、世良氏は、ドイツ経済史の支配的学説が（古典的）グルントヘルシャフトの成立期を七乃至九世紀に求めている、という事実をも参照されて、やはり八・九世紀を封建制社会の決定的成立期である、と述べておられる。

一見、法制史の常識と経済史の常識とを見事に統合されたかに見えるこの世良氏の「古典的グルントヘルシャフト細胞論」は、実は同氏の封建制社会構造論の中で最も議論の多いところであつて、既にいろいろな角度から批判が提出されている。本日は時間の制約もあつてこれらの批判を一々立入つて考察する暇はないので、さし当り次の二点を指摘するに止めたい。すなわち、第一に、こうした批判の中で最も積極的なものが木村氏の「シヤテルニー細胞論」であり、従つて木村氏の報告全体が「古典的グルントヘルシャフト細胞論」に対する積極的批判になるであろう。ということ、第二に、世良氏が最近これらの批判に答えられた中で、封建時代を九・十世紀の第一期と十一乃至十三世

紀の第二期とにわけ、この第二期封建社会については——古典的グルントへルシャフトが「歴史的に本来的な基底である」ことを留保された上ではあるが——シャテルニーをその細胞と考える、という譲歩をされていること、以上二点を指摘するに止め、論点を、封建制の成立並びにそれとの関連におけるレーン制の政治的機能という点にしぼつて、そうした角度から世良氏の構造論に対する疑問を提出したい。

先程紹介したように、世良氏は、レーン制に対して、独立の領主権力を一つの権力秩序に組織する、という歴史的役割並びにいわば構造論的役割を帰されている。私が疑問に思う点を比喩的に述べるなら、このようなレーン制の役割のうち、「独立の」という点と「権力秩序への組織化」という点の何れに力点がおかれているのが、ということである。これはもちろん、レーン制の性格からいつて完全に切りはなして考えることはできないのであるが、力点のおき方に注目するならば、堀米氏は、封建王政の確立期^レ封建制の最盛期を提出された際に、後者すなわちレーン制の秩序形成的機能に力点をおかれたのであり、これに対してブートリニツシユは、封建制の成立を論ずる際に、前者すなわち領主権力の独立化の方に力点をおいていた、といえよう。世良氏の場合には、先程要約した堀米氏に対する批判及び「封建国家の特色」について見るならば、ブートリニツシユに近い立場にあることは明らかである。ところが他方において、世良氏は、堀米氏と同じ程度、考えようによつてはむしろ堀米氏以上に、レーン制の秩序形成的機能を強調しておられる。すなわち、世良氏は、レーン制の構造論的位置づけをされた章の冒頭において、レーン制は、一元的な支配の原理である、換言すれば、レーン制は、それ自体の内部から一つの頂点（王権）をもつところの・権力のピラミッド型階層制を作り出すという必然的傾向を有する、と述べておられる。また世良氏は、レーン制が独立の諸権力の組織化のために利用された事例として、フランク王国についてはカール大帝、ドイツについてはコンラー

ト二世・ロタール・フリードリッヒ一世・ハインリッヒ六世等の諸国王による「レーン政策」』レーン制の利用による王権強化策をあげられる。さらにこのようにして出来上るレーン制的権力秩序についても、「二つまたはそれ以上の頂点をもつときは、これらの個々の頂点に総括されるそれぞれの権力秩序相互間の関係は、完全な無秩序であり、裸の実力の支配に委ねられる。全体がとに角何らかの秩序を獲得しようするためには、頂点は常に一つのものに統一される必要がある。」と述べておられる。こうしてついに、「根本的にいえば、レーン制はいついかなる時においても、国家形成的な機能を営んでいる」ということにならざるをえないのである。

ここにいたつて、ここでは堀米氏の言われる封建王政期におけるレーン制の秩序形成的機能と本質的にどこが違うのか、という疑問が自ら生じて来る。むしろ、レーン制が秩序形成的に機能しうる論理的・歴史的前提として王権を考える堀米氏に比して、レーン制自体の内部から必然的に一つの頂点⇨王権が生み出される、ということ強調される点では、世良氏はレーン制の秩序形成的機能を堀米氏よりもつと積極的に考えておられる、ということになり兼ねまい。しかもこれは、単なる論理的な矛盾の可能性には止まらないのであつて、世良氏が構造論という一つの論理的平面の中へ、時期によつて本質的に異なりうるレーン制の機能を、歴史的な段階への配慮を捨象された上で投げ込まれたことにもとづくのではないか、ということを示唆するであろう。ドイツについて例示された十二世紀後半のフリードリッヒ一世・ハインリッヒ六世の時代は、堀米氏によるならば、まさに封建王政の確立期であつて、世良氏御自身堀米氏の封建制の最盛期に関するテーゼを反駁された際に、既にレーン制がその本来の歴史的役割を果し終つたとされた時期である。もちろん、十二世紀後半のドイツ皇帝権と十三世紀のフランス王権との間には、いろいろな相違があるので、これをにわかに同日に論ずることができないとしても、フリードリッヒ一世・ハインリッヒ六世のレー

ン政策は、堀米氏のテーゼを反駁された際には、国家的統一の存在をではなくその崩壊を前提するという意味で、国王権力の一步後退を刻印するもの、守勢的・防禦的とされているのに、他方において、先程紹介したレーン制の構造論的位置づけに際しては、一元的な支配体制の創出をめざす積極的の王権強化策と評価される、というように、微妙な喰違いを見せている。従つて、右の疑問に対する解答のいかんによつては、世良氏の構造論は堀米氏の封建王政論にまで逆転する論理的な可能性を断ち切ることに十分成功していない、ということになるか、或いは、それを完全に断ち切るためには、先程堀米氏に対する疑問として申し述べたのと同様に、まさに封建王政の前段階——堀米氏によるならば「封建制外的な要素の存在と封建関係そのもののアナルシーによつて特徴づけられる」というその時期——これは世良氏の一元的な権力秩序のみが秩序であるという考え方に従えば全くの無秩序を意味することになり兼ねないわけだから、こうした時期におけるレーン制の秩序形成的機能とは何か、ということについて、改めて考慮される必要があるのではあるまいか。因みにいうならば、今後こうした点に問題を展開する際に、世良氏が古典的グルントへルシャフト細胞論の自己批判の折に提出された封建時代を第一期と第二期とにわけるとは、最低限度必要な歴史的配慮として極めて有効であるうと思われる。

五

最後に、以上の問題点を念頭におきながら、本日これから報告される木村氏の「シャテルニー細胞論」を取上げて、木村氏の立場からするならば、封建制の成立乃至それとの関連におけるレーン制の政治的機能はどう考えられるか、ということを検討してみたい。

まず、あまり耳慣れない言葉であろうかと思われるので、シャテルニーとは何かということ、木村氏の説明を借りて明らかにするならば次のごとくである。——フランク帝国における統一的国家権力の弱化・解体は、九世紀から十一世紀にかけてガリアに無数の城廓乃至城塞 *châteaux (forts)* を生み出した、このシャトオには築城の主体と其の構造の上で、時期的に二つの段階が見られる、すなわち、九世紀から十世紀までの第一期と十世紀末から十一世紀にかけての第二期とである、第一期のシャトオは *カッセル* 伯 又は司教による一時的な木造構築が大部分であり、それはフランク国王からの独立化とともに、自己のバグスを軍事的に防備強化する必要から発した「城塞」であつた。これに対して、第二期のシャトオは本格的な石造構築の「城廓」であり、伯の *従臣* 或いは官僚たるヴィカリウスの一部によつて作られた、彼等は伯から漸次独立化し、築城は伯に無断で、時として伯に公然と対立しておこなわれた、主体的権力は、国王から伯へ、伯から城主へと細分化されつつ移行し、曾つての行政単位たるバグスは分解して、十世紀末乃至十一世紀初の第二期には、シャトオを核とし城主権力を中心とする新しい政治支配権・支配領域が形成された——これがいわゆるシャテルニー (*Châtellenie*) である。そして、伯を権力主体とするシャトオ第一期・封建第一期は、崩壊しつつあるフランク的官僚行政機構と、新しい封建制的な政治的秩序との混淆であるのに対して、シャトオの第二期また封建制第二期こそが、封建制が純粹に自己発現した時である、「封建制が政治的権力秩序としての機能を最も有効に發揮し、その最盛期を閲したのには、フランスにおいては、このシャテルニーの時代に、シャテルニーを基本単位細胞としてであつた」という主張が、いわゆる「シャテルニー細胞論」である。

シャテルニーそのもの、またそれにつわる諸問題についてのより立入つた説明は、木村氏御自身に譲り、私は、このシャテルニーの時代におけるレーン制的権力秩序とはいかなるものか、という点を中心に考えを進めたい。木村氏

はこの点に直接に触れてはいないが、木村氏の見解がブートリニッシュ的な封建制理解の系列上にあることは明らかであろう。すなわち、ヨーロッパの支配学説においては、権力主体又は政治的主導権が国王からそのヴァッサルである伯の層に移ること——換言すれば、伯が国王に対する関係においてはその官僚としての性格を實質的にも全く失うこと——をもつて封建制の成立と見なしているのを、更に一段と突きつめて、その時には伯の権力自体は依然として半ばフランク的官僚機構の上に立つている点に注目し、そうしたフランク時代の名残りとりわけ行政単位としてのバグスが一扫され、しかも権力主体乃至政治的主導権がもう一段下の城主層に移行した時をもつて 純粋な形で封建制の成立乃至その完成を考えるわけである。これは時期的には封建王政に先行する時代であり、また堀米氏によるならば、封建関係そのもののアナルシーによつて特徴づけられた時代である。そして封建王政の確立期こそ封建制の最盛期だと考える堀米氏を批判する立場をとる限り、世良氏はまさにこの時期におけるレーン制の政治的機能を構造的論的に取上げるべきであつたのである。従つてかかる世良氏の立場から見ても、封建第一期における事実認識、すなわちシャテルニー以前の時期においてはグラーフ層の権力自体が少くとも半ばはフランク的機構の上に立つている、という実証が覆えられない限り——というのは、フランスの学界とは違つて、最近のドイツ学界における《古典学説》批判は、その一つの焦点としてまさにグラーフ権力の官僚制的理解に対して向けられているわけだが、さし当り世良氏も、フランク國家についてはレーン法と民法という二重の基礎の上に立つていると述べておられるので——そのフランク的な民法の要素がグラーフ権力の内部構造についても九・十世紀には既に消滅してしまつていて、グラーフ層は専らレーン法によつて自己の権力を組織していたのだということが実証的に言えない限り、封建第二期の方がより純粋な封建制の時代であるというほかなく、木村氏の「シャテルニー細胞論」も、その名称こそ新奇であつても、

実は極めて穩健妥当なしかもヨーロッパ学界の常識に適つた封建制社会成立論であると言ふことができる。

しかし木村氏のシャテルニー細胞論の意義はそれに尽きないのであつて、堀米氏の封建王政論に対しても積極的な批判を展開されている。フランスの場合、十二世紀になると本来の意味での大諸侯領の形成がはじまり、城主の権力は次第に公・伯などの大諸侯によつて吸収乃至組織化され、とりわけ国王自身のブランシポータ（王領地）における権力の集中すなわちシャテルニーの集中再編成を前提として、十三世紀の封建王政の時代を迎えるわけであるが、こうした封建的権力集中の政治過程は、本質的には国王乃至大諸侯層と城主層との間の対抗関係であり、しかも権力主体乃至政治的主導権は城主層から大諸侯層・国王へと移行していく過程にはかならない。そして大諸侯乃至国王の権力が確立される程度に應じて、シャテルニーは次第に独立的な支配領域としての性格を失い、たとえば王領についていえば、従来実質的にはシャトランと等しく主権的存在であつたプレヴオ（prevois）は、フリーツプ・オーギュストによるバイイ（bailli）制の導入とともに、その主権的性格を失うにいたる。こうした権力集中の過程において、カペー諸王が封建法を徹底的に利用したことはよく知られているが、その際、封建法がもはや本来の性格及び歴史的意義を失い、いわば「道具」と化している点に注意する必要がある。——かくして木村氏もまた、堀米氏の封建王政確立期に封建制最盛期というテーゼに対して、結論的には世良氏と同じ立場をとられるわけだが、ここで私が指摘したいのは次の点である。堀米氏のテーゼは、以上のような考察からして、レーン制の秩序形成的志向並びにその論理的前提としての国王の超越的権威を重現するあまり、最も単純自明な、しかしむしろそのゆえに歴史的考察にとつては極めて重要な「権力主体」の問題を軽視される結果に陥つたのではないか、という印象を免れ難いのであるが、仮に堀米氏の立場に立つとしても、封建王政期におけるレーン制的権力秩序は、やはりこのシャテルニーの時代

を出発点として次第に完成に向つたものであり、この時期の封建政策とフランク時代のそれとの間に何らかの質的差違があるとすれば、そうした差異を生み出したものこそ、真に中世的な支配権・支配領域としてのシャテルニーではなかつたのか、ということである。従つて権力主体乃至政治的主導権ということさえ考慮に入れるならば、堀米氏のテーゼ、少なくとも堀米氏がそうしたテーゼを提出された意図そのものは、シャテルニー細胞論によつて単に否定されるのではなく、むしろ新しい実質的内容を獲得しうるのではあるまいか。

最後に、最も厄介な問題である古典的グルントヘルシャフト細胞論とシャテルニー細胞論との関連如何、という問題が残る。封建制が最も純粹に権力秩序として機能したシャテルニー成立期に、少くともフランスにおいては、古典的グルントヘルシャフトは既に解体を開始している。また私の見るところでは、世良氏の構造論そのものの論理的連関を内在的に追及してみても、現在までに提出された世良氏の説明に關する限り、「少なくとも封建制と古典的グルントヘルシャフトとの間には、論理的に必然的連関を有しない」という木村氏の発言を肯定せざるをえない。従つて、封建制の成立乃至完成という問題が、当面ヨーロッパ学界の常識と合致するように把握するべきであるとするならば、木村氏の言うように、少なくとも封建制社会の権力細胞としての古典莊園という考え方は、論拠薄弱として却けられなければならない。さらに、シャトラン権力は、権力の性質からいえば、土地支配権ではなくて裁判支配権であるという木村氏の主張も、全くその通りであろう。しかし、木村氏のシャテルニー細胞論に対して唯一つだけ希望を述べさせていただくならば、堀米・世良両氏が、以上に概観したとき論理的困難を冒してまでグルントヘルシャフトに固執される真の意図は、要するに、豪族による大土地所有乃至それを必然たらしめた諸事情のうちこそ、いわゆる社会的類型としての封建制社会そのものの成立、従つてまたシャテルニーの成立をも必然的なものとした歴史的基動力を求

むべきである、という点にあると推察される点であつて、既に真に中世的な農民支配権⁽⁶⁾ 領主制の完成という視角からシャテルニーの問題へ接近されている井上泰男氏の仕事をも参照された上で、シャテルニー成立の歴史的基動力、シャトラン支配権における土地支配権と裁判支配権の関係などについても、積極的な御発言を期待したい。封建制が最も純粹に自己発現したシャテルニーの時代における封建制的権力秩序とは具体的にどのようなものであり、また具体的にどのような歴史的役割を果たしたかという問題——それは戦後十年間わが国の西洋史学界における中心的課題であつたにもかかわらず、以上の展望に大過がなければ、意外にも殆んど全く明らかにされていない——を明らかにするためにも、そのことはどうしても避けて通ることができないだろうと思われるからである。

六

以上、「封建制の成立」並びに——封建制社会《細胞》論を中心にして動いているかに思われるわが国の学界の現状からして——それとの関連におけるレーン制の政治的機能を中心に、現在の学界の動向を整理してみたわけであるが、結論に代えて些か私の印象を語らせていただくならば、木村氏のシャテルニー細胞論に見られる封建制社会の理解は、いわば一方におけるヨーロッパ学界の常識と、他方における「構造論」を主軸とするわが国学界の学説史的現段階との接点の上に成立しているのであつて、その意味では堀米・世良両先学の業績を十分に生かしながら、しかも前述したように、堀米・世良的構造論の限界を突破すべき、数々の貴重な萌芽が秘められている。冒頭にも述べたように、私としては、それを再び直接に構造論的な論議の中で枯れ死させるべきではなく、新たな次元において「封建制社会の法的構造」を再構成するための具体的・歴史的な研究の中に生かしていくべきであると信ずる。レジュメに構造論的

な論議の切上げを提唱すると書いたゆえんである。終りに、特に堀米・世良両氏に対しては、時間の制約もあつて、お二人の考え方のニュアンスなどを或る程度無視したような形で要約を行わざるをえず、その意味で大変失礼な批判となつてしまつたことをお詫びしたい。

註

- (1) 以下については、拙稿「Grundherrschaft・Bannherrschaft・Gerichtsherrschaft——封建社会における「荘園制」の位置をめぐつて——」（『北大史学』・Ⅲ）をも参照された。
- (2) たゞこれは K. Bosl, Staat, Gesellschaft, Wirtschaft im deutschen Mittelalter, in Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte, 8. Aufl., Bd. 1, 1954, S. 606 f. の記述を参照。
- (3) 世良晃志郎「封建制をめぐる諸問題」『西洋史研究』復刊第二号。なお靖浩「西洋法史学の課題」（『季刊法律学』第二四号）は、世良氏のこの論文をも含めて、封建制社会細胞論をめぐる論争の経過を、極めて忠実・詳細に要約している。
- (4) この点については、拙稿「ドイツ国制史における一一八〇年——確立期におけるドイツ《封建王政》に関する一つの覚書——」（『国家学会雑誌』第七〇巻第一〇号、第一一・一二合併号）の中で詳細に論じておいた。
- (5) 木村尚三郎「フランス封建王政、その確立過程、帰結」（『史学雑誌』六四の一〇）。
- (6) 井上泰男「フランス領主制の基本的特質」（『史学雑誌』六五の一〇）。
- (7) 本稿においては、このような問題視角の設定の結果——「封建制の成立」そのものについては最も注目すべき業績である——増田四郎氏の「西洋中世世界の成立」を取上げることができなかった。ここで、おしり「マウデス」の問題は、Th. Mayer, Die Königstreuen und der Staat des frühen Mittelalters, in, Das Problem der Freiheit, 1955 の巻頭を採るべき。